

平成 29 年度 第一回恵庭市特別職報酬等審議会会議議事録

- 1 日時 平成 29 年 10 月 3 日（火）10 時～10 時 50 分
- 2 場所 恵庭市役所本庁舎 3 階 301・302 会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 中泉 澄男【会長】、神田 美佐子【会長代理】
藤井 規 委員、水野 みどり 委員
 - (2) 事務局 原田 裕市長、中川 淳一総務部長、伊東 雅彦総務部次長、
高橋 卓也職員課長、辰下 知文職員課主査、政田 昇悟職員課主査
- 4 傍聴者 1 名
- 5 審議項目
 - ・ 恵庭市議会議員の期末手当の額並びに市長、副市長、教育長の期末手当の額について
 - ・ 恵庭市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長、教育長の報酬の額について
- 6 議事の経過
 - (1) 委嘱状の交付
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 委員の紹介
 - (4) 事務局等職員の紹介
 - (5) 会長挨拶
 - (6) 会長より会長代理の指名
 - (7) 諮問書提出
 - (8) 事務局より資料説明
 - (9) 審議
 - (10) 事務連絡
 - (11) 閉会
- 7 市長挨拶

皆様方には、公私共に大変お忙しい中、格別のご理解を賜りまして、本恵庭市特別職報酬等審議会委員をお引き受け戴きまして、心より感謝申し上げます。

本審議会は、市議会議員や特別職の報酬額を審議するものでありましたが、平成 28 年度に条例改正を行い、期末手当につきましても審議の対象とさせていただいたところでありま

す。

議員や特別職の報酬等につきましては、現在の社会・経済情勢等を勘案していただくことも大切ですが、市民の皆様のご理解いただけるものでなければなりません。

そうした中、本年度に入りまして人事院勧告にて国家公務員の俸給について改定勧告がなされたことから、報酬と期末手当について諮問させていただき、委員の皆様には、それぞれのお立場からのご意見に加えて、市民目線での観点にも立たれて、現行の報酬の額がこのような時代背景に適合しているかどうかということも含めまして、ご審議を頂きご意見を賜りたいと考えているところであります。

委員の皆様方に十分なご審議並びにご意見を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。

- 8 会長選出 水野委員より中泉委員を推薦する発言あり。他委員より意義なしの発言があり
中泉委員が会長に選出される。

9 中泉会長挨拶

恵庭商工会議所会頭中泉と申します。先ほど市長からお話がありましたが今審議会において市長等特別職及び議員の報酬、期末手当等につき昨今の経済情勢をふまえて、市民の皆様のご理解を得るためにも委員の皆様から貴重なご意見を賜りたいと考えておりますのでどうかよろしくお願いたします。

10 事務局説明（辰下主査）

それでは、審議会の資料につきまして私からご説明させていただきます。

1 ページ目は、特別職と市議会議員の報酬月額です。ここでは、恵庭市のほか石狩管内市である、江別市、千歳市、北広島市、石狩市の報酬月額を載せています。まず、表ですが、参考として各市の人口を載せ、左から、市長、副市長、教育長の特別職と議長、副議長、議員の市議会議員の給料額を整理しています。下段には、特別職と市議会議員に分けてグラフ化しています。市長の給料月額は僅差ではありますが、管内市では一番低い給料額となっています。副市長と教育長は下から 2 番目であり、管内の市の中で比較すると給料額が低い市に分類されます。また、議員の報酬月額では、議長、副議長、議員については管内で比較すると 3 番目の中間に位置しています。

次に 2 ページ目は恵庭市における特別職と市議会議員の報酬月額の改定経過を載せています。まず市長、副市長、教育長の改定経過ですが、平成 2 年度から 1 年おきに増額改定されています。その後、平成 13 年度まで改定を行っていませんが、平成 14 年度と平成 15 年度に減額改定を行っています。その後、財政事情等による給料減額等は実施しておりますが、本審議会の答申による改定は平成 15 年 12 月以降実施しておりません。

続きまして、議長、副議長、議員の市議会議員の改定経過ですが、平成 2 年度から平成 6 年度までは隔年で増額改定を行い、その後現在まで改定を行っていません。なお、平成 14 年度と 15 年度に市議会議員の減額改定を行っていません。当時の審議会でも、社会情勢から議員の報酬についても据え置くことは難しいとの意見もありましたが、議員自らの改革により議

員定数を2名削減したことを重く受け止め、減額の必要はない旨の答申がなされました。

次に、期末手当の支給月数等の管内市の比較です。期末手当の支給割合は管内の5市では2つのグループに分けられ、支給月数が4.3カ月、役職加算が20%に規定している恵庭、江別、千歳。支給月数3.25カ月、役職加算を45%に規定している北広島市と石狩市に分けられます。恵庭を含め支給月数を4.3カ月に規定している市は人事院勧告に準拠し、3.25カ月に規定している2市は国の特別職、いわゆる内閣総理大臣や国務大臣の支給月数に準拠しています。6月と12月の支給額を特別職及び市議会議員についてグラフ化しています。支給月数が2種類に分かれていますが、支給額については結果として大きく差が無いことが判ります。

最後4ページ目は、恵庭市の期末手当改定経過です。恵庭市では人事院勧告に準拠しており、一般職も同様であるため、支給月数は特別職も議員も職員も人事院勧告も同じ月数で推移しております。なお、今年度の人事院勧告については国から出された資料を添付しておりますが、0.1カ月増の4.4カ月とされています。以上、簡単ですが資料の説明を終わります。

1.1 審議内容

【C委員】

今後に向けての期末手当についての審議ということであるが、金額を改定する特段の理由も見当たらないので、これまでの経緯を踏まえて人事院勧告に準じてはどうか。

【B委員】

1点確認したい事項がある。江別市・千歳市・恵庭市は人事院勧告に準じた支給月数を適用しているが、一方で北広島市・石狩市は異なっている。役職加算を含め算出した場合の額は概ね横ばいであるということは理解できたが、なぜこのような違いがあるのか。

【中川総務部長】

全道の市町村の状況を鑑みると江別市・千歳市・恵庭市のような人事院勧告を反映する自治体が一般的であるが、一方で大別すると北広島・石狩市のような形もある。理由として、各自治体の事情や考え方があり、役職加算も加味した上で総合的にみてバランスをとっているところである。

先の市長の挨拶にもあったところであるが、これまで特別職及び議員についても我々一般職と同様に計算していたところであるが、広く市民の皆様の声を聞くべく審議会を開催したところである。幅広く皆様のご意見を伺いたい。

【A委員】

民間の支給状況を踏まえて、人事院勧告に準じていたということを考えると、これまでと同様にするのが適切ではないか。

【B委員】

特別職等の期末手当の原資となるのはいわゆる税収からなるのか。

【中川総務部長】

委員のご質問のとおりである。行政の根幹をなす収入が市税であり、当市の平成29年度予算が約78億円、一般会計の占める割合が3割、29.8%であるが、そういったものが人件費を賄う財源となっている。又、当然のことながら人件費以外の部分でも支出があり、様々な行政サービスにかかる経費がある。標準的な行政サービスを保証する財源を補填するため約55億円が恵庭市に地方交付税という形で収入されている。標準的な行政を行うための標準財政規模が恵庭市で150億円ほどとなっており、さきほど話した市税・地方交付税が大きな財源となっているところである。

【会長】

期末手当の額についてはご意見のあったとおり、これまでと同様の人事院勧告に準じた形で答申してよろしいか。また、報酬・給与月額についてご審議いただきたいが、今回で全て審議するには難しい部分もあり日を改めて審議することとしてよろしいか。

(よろしいですとの声あり)

【高橋職員課長】

事務局側としては、答申を分けていただくことについて問題ない。

【中川総務部長】

事務局でも更に参考となるような資料をご提案し、審議の材料としていただきたい。

【高橋職員課長】

答申書の詳細について、今回欠席の委員も含めて、全員の日程調整が難しい部分もあると思うので会長・会長代理に一任していただいてよろしいか。

(よろしいですとの声)

【会長】

以上をもちまして、本日の審議を終了し閉会させていただきます。

1.1 事務連絡

次回審議にあたり、内容を精査するため資料を事前にいただきたいとの要望があり、事務局了承。

以上